

業務仕様書

1. 業務名

神戸医療産業都市一般公開 2025 広報物制作業務

2. 契約期間

契約の日から 2025 年 10 月 31 日（金）まで

3. 所与の条件

- (1) 開催日時：2025 年 10 月 4 日（土） 午前 10 時～午後 4 時半
- (2) 開催場所：神戸医療産業都市（ポートアイランド内）
ポートライナー医療センター駅及び、計算科学センター駅周辺
- (3) 対 象：全世代の市民
- (4) 参加費：無料
- (5) 規 模：毎年のべ約 10,000 人が参加
- (6) 参加団体（予定）：
神戸市、神戸医療産業都市推進機構、エア・ウォーター・アエラスパイオ(株)、高度情報科学技術
研究機構、神戸アイセンター、神戸学院大学、(一社)神戸市薬剤師会、神戸低侵襲がん医療セン
ター、神戸大学、計算科学振興財団、日本ベーリンガーインゲルハイム(株)、バンドー神戸青少年
科学館、兵庫県立大学、兵庫県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター、理化学研究所
(生命機能科学研究センター、計算科学研究センター)
- (7) スケジュール（予定）
 - 5 月下旬頃 : 契約締結、掲載情報等の事務調整開始
 - 8 月中旬 : 広報物納品（チラシ・ポスター）、特設サイトの公開・運用開始
 - 10 月 4 日（土）：神戸医療産業都市一般公開 2025 開催
 - ～10 月末 : 特設サイト情報更新

4. 業務内容

- (1) 広報物のデザイン・作成・印刷
イベントの全体概要（以下）を表現し、コンテンツの種類や対象の別、申し込みの基本情報など
が、ユーザーにわかりやすいものとなるようデザインすること。制作スケジュールについては、
本機構への確認期間を十分に設けたスケジュールとすること。

【イベントの全体概要】

場所：神戸医療産業都市（ポートアイランド内）

対象：全世代の市民（コンテンツ毎に参加対象が異なる）

規模：毎年延べ約 10,000 人（特に医療や科学に興味のある方が参加）

主な内容（予定）：

学びと楽しみの融合によって、科学への興味関心を深める以下のような各種企画

- ・施設公開：普段は立ち入れない施設への訪問（見学ツアー等）

研究機関、大学、病院、企業などが参加

- ・体験型プログラム：実験体験やワークショップ、健康測定等
- ・展示とセミナー：最新の医療技術や研究成果の展示／専門家による講演やセミナー
- ・エリア内の複数個所をまたぐ科学謎解き企画

※事前申込制の企画と予約なしで当日参加可能な企画あり。

※〔参考〕一般公開 2024 特設サイトアーカイブ、A3 チラシ

<https://www.fbri-kobe.org/kbic/ippankoukai/2024/>

<https://www.fbri-kobe.org/kbic/ippankoukai/2024/img/ippankoukai2024.pdf>

その他：一般公開 2025 は「ひょうご EXPO week」シンクロイベントとして開催予定

<広報物の仕様>

	① チラシ	② ポスター
紙質等	コート 90kg	コート 135kg
色刷り	4/4（両面カラー）	4/0（片面カラー）
サイズ	A3	A2（十文字四つ折、印刷面内側） A1（折りなし）
部数	26,000 枚 基本合紙希望 （100 枚単位）	A1 40 枚 A2 650 枚
納期	校了：8 月 8 日（金）（予定） 納品：8 月 20 日（水）（予定）	校了：8 月 8 日（金）（予定） 納品：8 月 20 日（水）（予定）
概要	開催日、場所、事前申込期間等の基礎情報、 事前申込が必要なコンテンツ（HP への誘 導案内）と当日参加可能コンテンツの情報 等を記載	チラシビジュアルにあわせた基礎情報を記載

▶ チラシの情報構成について

主に以下の点において情報が伝わりやすい構成とすること。

- ・開催日、場所、事前申込情報などの基本情報
- ・各コンテンツの参加条件（事前申込の有無や対象等）
- ・事前申込が必要な企画の特設サイトへの誘導
- ・当日参加可能企画について、複数個所をまたぐ科学謎解き企画（詳細は特設サイトで順次公開予定）の告知の追加。

（２） 特設サイト作成・更新・運営・保守業務

➤ サイト作成・更新について

広報物のビジュアルを用いて主に以下の点において UI/UX を重視したサイト構成とすること。

- ・参加条件（事前申込の有無や対象等）が異なる複数のコンテンツの中から、個々の希望に応じた参加計画を検討しやすく、事前申込フォーム（外部リンク（※））へ容易に推移できる情報構成。
- ・残席状況に応じたおススメ（残席あり）企画の表示、順次情報公開イベントの告知計画等、公開から開催終了に渡る情報更新の工夫。
- ・参加者の当日移動が容易となるMAPの工夫と移動手段（ポートライナー、当日運行シャトルバス、徒歩）、レストラン等のエリア情報。
- ・ユーザーの約70%がモバイルからのアクセスであることを踏まえたマルチデバイス対応（レスポンシブ WEB デザインの導入等）。
- ・チラシやポスターを見てサイトを訪問するユーザーを想定し、広報物（サイト作成スケジュールとほぼ同時進行で作成）との情報連携を最適化。

（※）事前申込フォームについては個人情報の取り扱い上、委託元で別途設計予定。

➤ 保守・運営について

- ・公開（予定）：8月15日（金）
- ・神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」に準拠してページを作成すること。
https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web_accessibility/guideline.html
- ・サーバー取得、ドメイン取得を費用に含めること。URL はチラシに事前掲載するスケジュールにあわせて設定すること。
- ・ホームページ運用・測定に係る各種設定（GA、GTA、サーチコンソールなど）を、本機構と調整の上実施すること。
- ・個人情報の取り扱いについては、委託者プライバシーポリシー及び、広報と宣伝活動における取扱いを遵守すること。

（３） 留意事項

- ・イベントのメインデザインは、各制作物間で統一すること。また、メインデザインを基に、リンク用バナー、SNS 広告等に用いる素材作成も行うこと。
- ・デザインの他、施設番号、コンテンツ名称等の情報について、全制作物で統一すること。

- ・適宜、委託者である本機構と打合せのうえ、業務に取り掛かること。

5. 成果物の権利について

- (1) 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、機構に帰属もしくは機構に譲渡すること。
- (2) 受託者は、機構が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、機構の行為に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 受託者は、機構の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、または第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後においても同様とすること。
- (4) 受託者は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
ただし、機構がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受託者がその存在を知らなかったときは、機構は、受託者がその使用に関して要した費用を負担すること。
- (5) 受託者は、機構に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 受託者の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止めまたは損害賠償を求められた場合、受託者は、機構に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を機構に無償で納入すること。

6. 成果物（制作物）の納品について

5. 業務内容（1）の制作物については校了時点で、アウトライン前・後のイラストデータ（.ai）、PDF 及び web 掲載用 PDF データを納品し、印刷物は別途 7. 履行場所に納品すること。5. 業務内容（2）の特設サイトについては開催終了後に html 等データファイル一式を zip 形式で納品すること。

7. 履行場所・担当課

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構

(担当課)

経営企画部 広報戦略課 井上・宮原

〒650-0047

神戸市中央区港島南町 1 丁目 5 番地の 4

神戸臨床研究情報センター（TRI）2 階

TEL:078-306-3506 E-mail: kbic-pr@fbri-kobe.org

8. 留意事項

- (1) 委託者は、受託者が業務の実施にあたり上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有することとする。
- (2) 当機構から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- (3) 保証年数（瑕疵担保責任期間）は納品後 1 年間とする。ただし、当機構で改変を加えたものは除くものとする。
- (4) 仕様確定後に発生した仕様変更については、契約条項に基づいて取扱う。
- (5) 受託者の責による作業の遅れや品質不適合等により発生した損害については、全て受託者の責とする。
- (6) 受託者は、本事業で知り得た全ての内容について、秘密保持の義務を有するものとする。
- (7) 全般作業にあたり、委託者と十分協議を行い、業務内容上の不備を生じさせないこと。
- (8) 全イベント実施後、企画内容の変更等により、全体経費の再調整を行う。